

【令和8年度版】施設等利用費給付手続き

[認可外保育施設等・市型以外の預かり保育]の利用者向け

幼児教育・保育の無償化に伴い、利用料が無償化されるために必要な手続き(施設等利用費の給付方法)についてご案内します。請求の際には必ずこの手順をお読みいただき、必要書類等に不足が無いようにしてください。

もくじ

1. 施設等利用費の給付を受けられる方	2
2. 施設等利用費の請求の流れ	3
【郵送の場合】	3
【電子申請の場合】	4
3. 施設等利用費の提供に係る証明書(「提供証明書」)の記入依頼について	5
4. 上限額計算と使用する請求書の様式について	7
5. 幼稚園・認定こども園・特別支援学校に在籍していない方(A票)の請求書記載方法	8
6. 幼稚園・認定こども園・特別支援学校に在籍している方(B票)の請求書記載方法	11
7. 請求書受付期間と送付上の注意点	14
8. よくある質問	15
9. 様式	16
10. お問い合わせ先	16

この案内の「認可外保育施設等」とは、

- ①届出済認可外保育施設(ベビーシッターを含む)
- ②一時預かり事業 ③病児保育事業(病後児保育事業も含む) ④乳幼児一時預かり事業
- ⑤企業主導型保育施設が実施する一時預かり
- ⑥横浜子育てサポートシステム(送迎のみの利用を除く)
- ⑦横浜保育室(3~5歳児クラス)等の施設のことで。

※横浜市が無償化の対象施設であることの確認を行った施設が対象となります。

対象となる施設は横浜市のウェブサイトで公開しています。

無償化対象施設一覧

≪横浜市ウェブサイト≫

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/musyouka.html>



1. 施設等利用費の給付を受けられる方

次に掲げる条件全てに該当する場合、お子様が給付対象となります。

(1)無償化給付の対象となる施設を利用していること

施設が所在する市町村が、無償化の対象であることの確認を行った施設を利用する必要があります。
無償化の対象となる横浜市の施設の一覧を、横浜市ウェブサイト公表していますので、必ずご確認ください。
なお、横浜市外の施設を利用している場合は、その施設が所在する市町村にお問い合わせください。

[無償化対象施設一覧はこちら](#)



(2)保育の必要性の認定を受けていること

施設等利用費の給付を受けるためには、施設等利用給付認定(2号又は3号)を受ける必要があります。
認定の詳細については、区のこども家庭支援課にお問い合わせください。

- 認可外保育施設等をご利用中の方又はご予約の方……お住まいの区の区役所こども家庭支援課
- 幼稚園・認定こども園をご利用中の方又はご予約の方…園が所在する区の区役所こども家庭支援課

注意横浜市への請求が不要な施設について

次に掲げる施設を利用した場合の利用料については、施設に利用料分が直接支給されますので、(施設が保護者に代わり施設等利用費を受けとる代理受領) 保護者からの請求は不要です。

- ・私学助成幼稚園等・特別支援学校幼稚部(教育部分)
- ・横浜市私立幼稚園等預かり保育補助事業(市型預かり保育)
- ・横浜保育室(0~2歳児クラスの市民税非課税世帯)
- ・横浜市一時保育事業、休日一時保育事業、横浜市 24 時間いつでも預かり保育事業のうち費用減免分
- ・病児保育事業、病後児保育事業のうち費用減免分
- ・企業主導型保育事業

2. 施設等利用費の請求の流れ

【郵送の場合】

①利用料の支払い

◆施設に対して、施設所定の利用料をお支払いください。

②利用施設に「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」の発行を依頼する(P.4)

◆「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」(以下「提供証明書」)用紙は横浜市ウェブサイトにご 있습니다。

これを印刷し、保護者記入欄を記入後、施設に対して提供証明書の記入を依頼してください。

※具体的な交付依頼方法等は施設に確認してください。

※提供証明書の様式はお近くの区役所の子ども家庭支援課でも入手可能です。

横浜市子育てサポートシステム(送迎のみを除く)をご利用の方の場合は、
提供会員から「援助活動報告書兼領収証(無償化申請用)」を受け取ってください。

③施設等利用費交付申請書兼請求書を記入する(P.7~13) 【請求月 年4回: 4・7・10・1月】

◆「施設等利用費交付申請書兼請求書(以下「請求書」)用紙は横浜市ウェブサイトにご 있습니다。

これを印刷し、認定保護者・お子様のお名前、振込先口座情報、請求額、利用施設名等必要事項を記入し、
請求書を作成してください。

※請求書の様式はお近くの区役所の子ども家庭支援課でも入手可能です。

④「提供証明書」と「請求書」をまとめ、横浜市に請求する(P.14) 【請求月 年4回: 4・7・10・1月】

◆②で施設から発行された「提供証明書」又は「援助活動報告書兼領収証」と、

③で記入した請求書をまとめて横浜市に提出してください。

審査後、指定の金融機関の口座に施設等利用費が振り込まれます。

(施設等利用費の内訳については、振込後に認定保護者宛に送付される「施設等利用費支給額のお知らせ」をご確認ください。)

【電子申請の場合】

①利用料の支払い

◆施設に対して、施設所定の利用料をお支払いください。

②利用施設に「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」の発行を依頼する(P.4)

◆「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」(以下「提供証明書」)用紙は横浜市ウェブサイトにあります。
これを印刷し、保護者記入欄を記入後、施設に対して提供証明書の記入を依頼してください。

※具体的な交付依頼方法等は施設に確認してください。

※提供証明書の様式はお近くの区役所のこども家庭支援課でも入手可能です。

横浜市子育てサポートシステム(送迎のみを除く)をご利用の方の場合は、
提供会員から「援助活動報告書兼領収証(無償化申請用)」を受け取ってください。

③【施設等利用費(無償化給付)】償還払い申請フォームに入力する【請求月 年4回: 4・7・10・1月】

◆【施設等利用費(無償化給付)】償還払い申請フォームへのリンクは横浜市ウェブサイトにあります。
こちらに認定保護者・お子様のお名前、振込先口座情報、請求額、利用施設名等必要事項を記入してください。
フォームへ入力することで自動的に請求書が作成されます。

④「提供証明書」をアップロードし、横浜市に請求する【請求月 年4回: 4・7・10・1月】

◆②で施設から発行された「提供証明書」又は「援助活動報告書兼領収証」と振込先の口座情報が分かる通帳のコピー等をスキャン又は写真データにして【施設等利用費(無償化給付)】償還払い申請フォームへアップロードしてください。

審査後、指定の金融機関の口座に施設等利用費が振り込まれます。

(施設等利用費の内訳については、振込後に認定保護者宛に送付される「施設等利用費支給額のお知らせ」をご確認ください。)

3. 施設等利用費の提供に係る証明書(「提供証明書」)の記入依頼について

施設等利用費の請求にあたり、「提供証明書」等を添付する必要があります。

書類不備や記入事項に不足があった場合は給付ができませんので、必ず施設に記入依頼をしてください。

なお、依頼方法については、施設ごとに取り扱いが異なります。

※本証明書の内容について、施設に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

疑義のあるものについては施設に確認させていただきますのでご承知おきください。

※横浜市子育てサポートシステム(送迎のみの利用を除く)の利用会員の場合は、「提供証明書」に替えて提供会員から「援助活動報告書兼領収証」を受け取ってください。

(1)依頼方法

横浜市ウェブサイトから「提供証明書」を印刷し、保護者記入欄に次の事項を記入した上で、
利用した施設に施設記入個所の記入を依頼してください。

ア 証明を希望する利用年月(例:令和8年4月～6月)

イ 認定保護者の氏名

ウ 認定子どもの氏名

エ 認定証番号

オ 施設等利用給付認定の有効期間

認定決定通知書に記載されている内容をご記入ください。

[提供証明書の印刷はこちら](#)



注意 認定保護者の変更があった場合

施設等利用費は、認定保護者に対して給付します。

認定保護者に変更があった場合は、認定保護者ごとに提供証明書・請求書を提出してください。

(例:4月と5月で認定保護者が異なる場合、4月と5月は別の提供証明書・請求書を作成することになります。)

※提供証明書には3か月まとめて作成できる様式と1か月分のみの様式の2種類があります。

ご都合に合わせてお選びください。

※書類不備や月途中からの認定取得・終了がありますと、支払いに一月以上の遅れが生じることがあります。

あらかじめご了承ください。

(2)記入方法

保護者記入欄

施設等利用給付認定 決定通知書

年 月 日に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

給付認定者 (申請者)	氏名	横浜 太郎
	生年月日	昭和60年 8月14日
	住所	横浜市中区本町1-1
給付認定 する児童	氏名	横浜 花子
	生年月日	令和元年 5月 5日
認定証番号	123456789123	
認定区分	子ども・子育て支援法 第30条の4 2号認定	
給付認定の有効期間	2号認定： 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	

特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書 (3か月用)

認定保護者氏名	認定証番号 (12桁)	施設等利用給付認定の有効期間
横浜 太郎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	R 5 / 4 / 1 ~ R 6 / 3 / 31
認定子ども氏名	証明希望年月	連絡先電話番号 (任意)
横浜 花子	R 5 / 4 月 ~ R 5 / 6 月	080-1234-5678

↑保護者記入欄 (①太枠内を記入、②罫・施設に以下の記入を依頼、③施設等利用費交付申請書兼請求書を添えて横浜市宛に請求してください。) 記入内容について利用施設に確認する場合がありますので、ご了承ください。

施設記入欄

4. 上限額計算と使用する請求書の様式について

施設等利用費の請求書は、幼稚園・認定こども園・特別支援学校の在園有無で使用する様式が異なります。

幼稚園・認定こども園・特別支援学校に在園していない方 ⇒ **A票** (P.8)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校に在園している方 ⇒ **B票** (P.11)

【月額上限額早見表】(国の制度見直しによる、上限額の変更あり)

	2号認定	3号認定
認可外保育施設等 (A票)	<u>37,000円</u> <u>40,300円</u> (令和8年10月以降利用分から)	<u>42,000円</u> <u>45,700円</u> (令和8年10月以降利用分から)
幼稚園 (在籍のみも含む) (B票)	<u>11,300円</u> (1日 <u>450円</u>) <u>12,300円</u> (1日 <u>490円</u>) (令和8年10月以降利用分から)	<u>16,300円</u> (1日 <u>450円</u>) <u>17,700円</u> (1日 <u>490円</u>) (令和8年10月以降利用分から)

注意施設等利用費交付申請書兼請求書の内容をもとに横浜市で審査を行い、給付額を決定しますので、請求額と給付額が一致するとは限りません。あらかじめご了承ください。

【～施設等利用費交付申請書兼請求書の記入にあたっての留意事項～】

- ・消えるボールペン、修正液、修正テープの使用はしないでください。
書類不備となり再提出が必要になります。
- ・訂正する場合は、訂正箇所^二に二重線を引き、余白に正しい内容をご記入ください。

【月額上限額の日割り計算について】

認定期間の開始、または終了が月の途中の場合、その月の上限額を日割り計算して給付金額を算出します。その月の認定有効期間内の利用分のみ給付対象となります。月額上限額未満の場合でも、認定の有効期間によっては全額給付されないこともあります。

5. 幼稚園・認定こども園・特別支援学校に在籍していない方(A票)の請求書記載方法

対象となるのは、認可外保育施設等のうち、無償化対象となる施設の利用料です。

(個別の施設名等は、横浜市ウェブサイトをご確認ください) (P2の1(1))

- (1) 使用する請求書
第1号様式 (A票)

[請求書の印刷はこちら](#)



- (2) 給付額計算方法
ア その月に認可外保育施設等に実際に支払った金額:A円
イ 給付上限額:B円
→A円、B円のうち、いずれか小さい方を給付します

(3)幼稚園・認定こども園・特別支援学校に在籍していない方の請求書記載例 **A票**

特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書（3か月用）

認定保護者氏名 横浜 太郎	認定証番号（12桁） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 R 5 / 4 / 1 ~ R 6 / 3 / 31	施設等利用給付認定の有効期間
認定子ども氏名 横浜 花子	証明希望年月 R 5 / 4 月 ~ R 5 / 6 月	連絡先電話番号（任意） 080-1234-5678

「保護者記入欄（①太枠内を記入、②欄・施設に以下の記入を依頼、③施設等利用費交付申請書兼請求書を添えて横浜市宛に請求してください。）記入内容について利用施設に確認する場合がありますので、ご了承ください。

記入例(委任有)

第1号様式(第4条関係)

A票

幼稚園・認定こども園・特別支援学校に在籍していない方用

請求年月日（記入日） **令和5年 7月 6日**

（宛先）横浜市長

施設等利用費交付申請書兼請求書

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、横浜市内に居住していることを横浜市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを横浜市が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払状況が横浜市が対象施設に確認すること。
- 職税状況を横浜市が確認すること。
- 「施設等利用費の償還払い請求の内訳」に記載した「利用した年月」の間、認定保護者であること。

消せるボールペン・修正テープは
使用しないで下さい。

1. 施設等利用給付認定保護者（申請者）

フリガナ	ヨコハマ タロウ	生年月日	昭和60	年	8	月	14	日
氏名	横浜 太郎	現住所	横浜市中央区本町1-1					
		電話	080-1234-5678					

※申請者は認定保護者して下さい。

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい。）

フリガナ	ヨコハマ ハナコ	認定証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3								
氏名	横浜 花子	生年月日	令和元	年	5	月	5	日			

3. 振込先（原則、認定保護者名義の口座にして下さい。） ★振込先の内容が確認できる資料（通帳コピー等）を添付して下さい。

金融機関	みなと	銀行・信用金庫	みなと	支店	預金種目	普通						
		農協・信用組合		出張所	口座番号 (左詰め)	1	2	3	4	5	6	7
		ゆうちょ銀行		店番	口座名義(カタカナ)	ヨコハマ サクラ						

【振込先に認定保護者以外の口座を指定する場合のみ、以下に認定保護者の氏名を記入してください。】
上記口座に振込先を指定します。

氏名（認定保護者）	横浜 太郎		←認定保護者名義以外の口座を指定する場合は、申請者の印を必ず押印して下さい。
-----------	--------------	--	--

**申請者の印鑑を
必ず押印してください。**

★認可外保育施設等の方はこちら（下の口の中から該当する施設・事業にレ点）

・認可外保育施設

- 施設型認可外保育施設 横浜保育室（3～5歳児クラス・一時保育含）
居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）

・一時預かり事業

- 一時保育事業・休日一時保育事業・24時間緊急一時保育事業（公立含） 乳幼児一時預かり事業
企業主導型保育施設が実施する一時預かり事業 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

・病児保育事業

- 病児保育事業 病後児保育事業

利用年月	認定有効期間中の提供期間 <input checked="" type="checkbox"/> 日極※	提供時間帯 <small>※標準的な利用時間帯を記入</small>	認定有効期間中の利用料 (A) ★無償化対象	認定有効期間中の特定費用 (B) ★無償化対象外	認定有効期間中の領収金額 (A) + (B)
R 5年 4月	日～日	8:30	87,000円	5,000円	92,000円
R 5年 5月	日～日	～	55,000円	6,000円	61,000円
R 5年 6月	日～日	18:15	30,000円	4,000円	34,000円

※契約形態が月極の場合はレ点し、以下は記入不要です。
 契約形態が月極以外の場合は、提供期間を記入してください。

特定費用・・・日用品、文房具、行事参加費、食材料費、送迎送迎費等実費徴収したもの。

4. 施設等利用費の償還払い請求の内訳

利用年月	認可外保育施設等に支払った利用料（無償化対象）※1	月額上限額(b) 3～5歳児クラス：37,000円 0～2歳児クラス：42,000円	請求額 (aとbを比較して小さい方を記入)
①令和 5年 4月	87,000円	37,000円	37,000円
②令和 5年 5月	55,000円	37,000円	37,000円
③令和 5年 6月	30,000円	37,000円	30,000円

※1 「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」を添付して下さい。

5. 利用した認可外保育施設等の施設名（4の太枠で記入した年月に利用した施設を記入して下さい。）

施設名①	みなと保育園	施設名②	
施設名③		施設名④	

「請求額」をもとに横浜市で審査を行いますので、「請求額」と実際の給付額が異なることがあります。

複数の施設を利用している場合、各施設が発行する提供証明書の「認定有効期間中の利用料(無償化対象)」を合算した金額を記入してください。

6. 幼稚園・認定こども園・特別支援学校に在籍している方(B票)の請求書記載方法

在籍している幼稚園・認定こども園・特別支援学校(以下、「幼稚園等」)で実施する市型以外の預かり保育の利用料が無償化の対象です。

なお、「認可外保育施設等併用可」の幼稚園等については、在籍している幼稚園等で実施する預かり保育の利用料に加え、認可外保育施設等の利用料も含めて無償化の対象となります。(在籍している幼稚園等がどちらに該当するかは、園に聞いていただくか、又は横浜市ウェブサイトをご覧ください。)

注意:市型預かり保育を利用した月の利用料については、園が保護者に代わり横浜市に施設等利用費の請求を行いますので、保護者が市型以外の預かり保育の利用料について別途請求することはできません。

- (1) 使用する請求書
第2号様式(B票)

[請求書の印刷はこちら](#)



- (2) 給付額計算方法(認可外保育施設等併用「可」の幼稚園等在園者)

【①預かり保育(市型を除く)の給付額算定】

ア その月に預かり保育事業の利用料として幼稚園に支払った金額:A円

イ 給付上限額:利用日数×日額単価=B円

→ A円とB円のうちいずれか小さい方が預かり保育(市型を除く)の給付額・・・C円

【②認可外保育施設等の利用に係る給付限度額】

月額上限額-C円=D円

【③認可外保育施設等の給付額】

ア その月に認可外保育施設等に対して実際に支払った金額:E円

イ 給付限度額:D円

→ D円とE円のうちいずれか小さい方が認可外保育施設等の給付額・・・F円

【④給付額】

C円+F円=給付額

- (3) 給付額計算方法(認可外保育施設等「併用不可」の幼稚園等在園者)

ア その月に預かり保育事業の利用料として幼稚園に支払った金額:A円

イ 給付限度額:利用日数×日額単価=B円

→ A円とB円のうちいずれか小さい方を給付します。

注意:在籍園以外の利用料は対象となりません。

(3)幼稚園・認定こども園・特別支援学校に在籍している方の請求書記載例 **B票**

特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書（3か月用）

認定保護者氏名 横浜 太郎	認定証番号（12桁） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 R 5 / 4 / 1 ~ R 6 / 3 / 31	施設等利用給付認定の有効期間
認定子ども氏名 横浜 花子	証明希望年月 R 5 / 4 月 ~ R 5 / 6 月	連絡先電話番号（任意） 080-1234-5678

（保護者記入欄）①太枠内を記入、②図・施設に以下の記入を依頼、③施設等利用費交付申請書兼請求書を添えて横浜市宛に請求してください。
記入内容について利用施設に確認する場合がありますので、ご了承ください。

記入例

第2号様式(第4条関係)

B票

幼稚園・認定こども園・特別支援学校に在籍している方用

請求年月日（記入日） **令和5年 7月 6日**

(宛先) 横浜市長

施設等利用費交付申請書兼請求書

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、横浜市内に居住していることを横浜市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを横浜市が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払い状況が横浜市が対象施設に確認すること。
- 課税状況を横浜市が確認すること。
- 「4 施設等利用費の償還払い請求の内訳」に記載した「利用した年月」の間、認定保護者であること。

消せるボールペン・修正テープは
使用しないで下さい。

1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)

フリガナ	ヨコハマ タロウ	生年月日	昭和60年 8月 14日
氏名	横浜 太郎	現住所	横浜市中区本町1-1 電話： 080-1234-5678

※申請者は認定保護者にして下さい。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい。)

フリガナ	ヨコハマ ハナコ	認定証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
氏名	横浜 花子	生年月日	令和元年 5月 5日

3. 振込先(原則、認定保護者名義の口座にして下さい。)
★振込先の内容が確認できる資料(通帳コピー等)を添付して下さい。

金融機関	みなと	銀行・信用金庫	みなと	支店	預金種目	普通						
		農協・信用組合		出張所	口座番号(左詰め)	1	2	3	4	5	6	7
	ゆうちょ銀行			店番	口座名義(カタカナ)	ヨコハマ サクラ						

【振込先に認定保護者以外の口座を指定する場合のみ、以下に認定保護者の氏名を記入してください。】

上記口座に振込先を指定します。

氏名(認定保護者)	横浜 太郎	
-----------	--------------	--

申請者の印鑑を
必ず押印してください。

12

★幼稚園の方はこちら

☑幼稚園等が実施する預かり保育（市型預かり保育・2歳児受入れ推進事業除く）

利用年月	認定有効期間中の 提供期間（提供日数も記入） <small>※実際の利用日を含む「提供期間」を記入</small>	提供時間帯 <small>※標準的な利用時間帯を 記入</small>	認定有効期間中の 利用料（A） ★無償化対象	認定有効期間中の 特定費用（B） ★無償化対象外	認定有効期間中の 領収金額 （A）+（B）
R 5年 4月	1日～25日（4日）	14：30	4,000円	800円	4,800円
R 5年 5月	6日～30日（12日）	～	5,000円	1,000円	6,000円
R 5年 6月	5日～30日（6日）	18：00	10,000円	2,000円	12,000円

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供し、費用の額を証明します。

「請求額」をもとに横浜市で審査を行いますので、「請求額」と実際の給付額が異なることがあります。

4 施設等利用費の償還払い請求の内訳

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外施設等 支払った利用料 （無償化対象） （d）※1※2	請求額 （a）+（b）+（c）+（d） 3～5歳児クラス：11,300円 0～2歳児クラス：16,300円	請求額 （a）+（b） の低い方を記入
	利用料（無償化対象）（a）	利用日数	対象額（b） （450×利用日数）	aとbの金額の低い方を記入（c）			
①令和5年4月	4,000円	4日	1,800円	1,800円	0円	11,300円	1,800円
②令和5年5月	5,000円	12日	5,400円	5,000円	12,000円	11,300円	11,300円
③令和5年6月	10,000円	6日	2,700円	2,700円	5,400円	11,300円	8,100円

※1 「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」を添付して下さい。

※2 「認可外保育施設等」の利用料は、認可外保育施設に在籍している子どもの利用料が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合

5. 「認可外保育施設等併用可」の幼稚園等に在籍し、認可外保育施設等を利用している場合は利用した施設が発行した提供証明書の「認定有効期間中の利用料（無償化対象）」を記入してください。なお、複数の認可外保育施設等を利用している場合、それぞれの費用を合算した金額を記入してください。

みなと保育園

特別支援学校（幼稚部）に子どもが在園している方のみチェックをお願いします。

特別支援学校（幼稚部）に子どもが在園している方は、必ずチェックをしてください。

7. 請求書受付期間と送付上の注意点

【令和8年度の受付期間】

請求書受付期間	利用月(目安)	支払い予定日(詳細はHPへ)
R8.4/1(水)～ 4/20(月)	R8.1～3月	6・7・8月
R8.7/1(水)～ 7/21(火)	R8.4～6月	9・10・11月
R8.10/1(木)～10/19(月)	R8.7～9月	12・1・2月
R9.1/4(月)～ 1/18(月)	R8.10～12月	3・4・5月

【Q. 提出締切日に書類提出が間に合わない場合はどうすればいいのか？】

施設等利用費の請求期限は利用月の末日から2年後です。

(例: 令和5年4月利用分の請求期限は令和7年4月末日(消印有効)となります。)

施設からの提供証明書等の交付が遅れた場合や、請求を忘れていた場合など、請求書の提出が受付締切以降であっても、期限以内にご請求いただければ無償化の給付は受けられます。請求期限が差し迫っていなければ、次回の受付期間にまとめてご請求ください。

【必ず提出前に下記事項を確認してください！】

①「施設等利用費給付申請書兼請求書」の申請者名は認定保護者と同一ですか？

認定保護者が不明の場合は、区役所から発送された認定決定通知書を確認してください。

②「施設等利用費給付申請書兼請求書」の振込口座情報は口座名義まで間違いなく記載しましたか？

通帳・キャッシュカードのコピーなど、口座情報(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義(カタカナ))がわかる資料を添付してください。

③送付書類に不足はありませんか？

必要書類は「施設等利用費給付申請書兼請求書」「提供証明書」「口座情報確認用資料」の3点です。

④送付書類一式はコピーを取りましたか？

振込先の口座など、後から確認のお問い合わせをいただいてもお答えしかねる情報もございます。提出された書類は返却ができませんので、お控えを保管することをおすすめします。電子申請については、過去の申請履歴をマイページより閲覧することが可能です。

提出先

〒231-0015
横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル9F
横浜市子ども青少年局保育・教育給付課
施設等利用費給付(償還払)担当

注意

請求先は区役所・市庁舎ではございません。
お間違いのないようご確認ください。
提出は郵送か電子申請でのみ受付をしております。

8. よくある質問

Q1 施設からの提供証明書等の提出が遅れ、受付期間内に提出することが出来なかった。

この場合は、給付が受けられないのか？

A1 受付期間を過ぎた場合でも、給付は受けられます。請求時効到達までにご提出ください。

例:10～12月分の利用料を1月に請求できなかった場合

⇒書類を揃えたうえで、4月の受付期間にご提出ください。なお、1～3月分の請求書も4月の受付期間までにご提出いただいた場合は、10～12月分と1～3月分を合わせて審査いたします。

Q2 利用料はいつまで請求できるのか？

A2 利用料の請求期限は利用月の末日から2年間です。

(例:令和4年4月に利用した分の請求期限は令和6年4月末日(消印有効)となります。)

Q3 「施設等利用給付認定決定通知書」を紛失してしまった。認定保護者がわからないので、再度送って欲しい。

A3 「給付認定申請書」を提出した区役所のこども家庭支援課にお問い合わせください。

Q4 利用料を実際に支払っていたのは認定保護者ではない。認定保護者以外の口座に振り込んで欲しい。

A4 振込先に認定保護者名義以外の口座を指定する場合は、請求委任が必要となります。

委任状を添付していただくか、請求書の認定保護者以外の振込先を指定する署名欄に、認定保護者氏名及び認定保護者の押印があれば委任状の提出は不要です。

※押印が必要となるので、電子申請では認定保護者以外の口座に振り込むことはできません。

Q5 一度〇月分を請求し給付を受けたが、実は請求が漏れていた利用施設があった。再度請求することは可能か？

A5 月額上限額に達するまでは請求可能です。改めて請求書と当該施設が発行した提供証明書等を添付して請求してください。このときは、その月に利用した全ての施設について記入する必要はなく、請求が漏れていた月と施設分のみ記入するとともに、提供証明書等を添付してください。

Q6 市外施設に通っている場合、請求方法は異なるのか？

A6 市外施設に通っている場合でも横浜市在住の方は、この手引きのとおりにご請求してください。

Q7 複数の施設を併用している場合、請求書には全ての施設名が必要か？

A7 請求書には利用している施設全てを記入し、各施設が記入した提供証明書を添付してください。

なお、一つの施設の利用料のみで、その月の月額上限額に達する場合は、請求書には当該施設名のみ記載しても構いません。この場合、当該施設の提供証明書のみ添付してください。

Q8 月途中での転出入や、幼稚園・認可保育所の入退園があった場合はいくら給付されるのか？

A8 認定の有効期間や幼稚園等の利用状況に応じた日割り計算となります。

9. 様式

様式のダウンロードなど

《横浜市ウェブサイト》

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/sisetutouriyouhi.html>



10. お問い合わせ先

無償化の制度に関すること、書類の書き方などは、専用ダイヤルへ

専用ダイヤル

電話：045-840-6064 FAX：045-211-4253

開設日時：午前8時から午後8時まで、12月28日～1月3日を除く毎日

施設等利用費請求書在中

〒231-0015

横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル9F

横浜市こども青少年局保育・教育給付課

施設等利用費給付（償還払）担当 行

※市販の封筒で請求を行う際に上記を切り取りお使いください。